

空き家の解体をお考えの方へ

—令和5年度 鳴門市老朽危険空き家除却支援事業—

事業内容

老朽化して危険な空き家を自ら除却（解体・撤去）する所有者等に対し、除却費用の一部を補助します。



要件（全て満たしていること）

- ・ 鳴門市内の空き家で、現に使用されていないもの
- ・ **著しく老朽化している**と認められるもの（不良度測定表による点数が100点以上（200点満点）になるもの）
- ・ 倒壊した場合、**前面道路をふさぐ**恐れのあるものや、**隣地に悪影響**を及ぼす恐れのあるもの
- ・ 申請者は建物または土地の所有者（または相続人）であること
- ・ 鳴門市税の滞納が無いこと
- ・ 空き家に所有権以外の権利（抵当権等）の設定がないこと
- ・ 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた**市内の業者**が工事を請け負うこと
- ・ 工事は補助金の交付決定後に行われること
- ・ 所有者等1人につき、同一年度に申請は1回限り など

補助金額

原則、補助金の限度額は以下のとおりです。

- ① 倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもの…**60万円（補助対象経費の2/3）**
- ② その他倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼす恐れのあるもの…**30万円（補助対象経費の2/3）**
- ③ ①②のうち長屋であるもの…**80万円（補助対象経費の全額）**

※ 補助対象経費とは、除却工事に要した費用（家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く）の80%となります（国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費の80%を上限）。なお、①②の実際の補助率は80%の2/3なので**約53%**となります。

ただし、倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもののうち、特定空家等相当であり、周辺への影響が極めて大きく緊急性が高いものであって、申請者が低収入である場合…**補助対象経費の全額**で限度額**120万円**

※ 市の特定空家等認定基準において、認定レベルⅣ相当のものが対象となります。

※ 低収入とは、対象者の世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下である場合などをいいます（鳴門市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する要件を満たすもの）。

受付・戸数

・令和5年度当初受付期間は終了しています。現在キャンセル待ちとなっております。**※キャンセル等により空きが出た場合は、先着順により繰り上げます。**

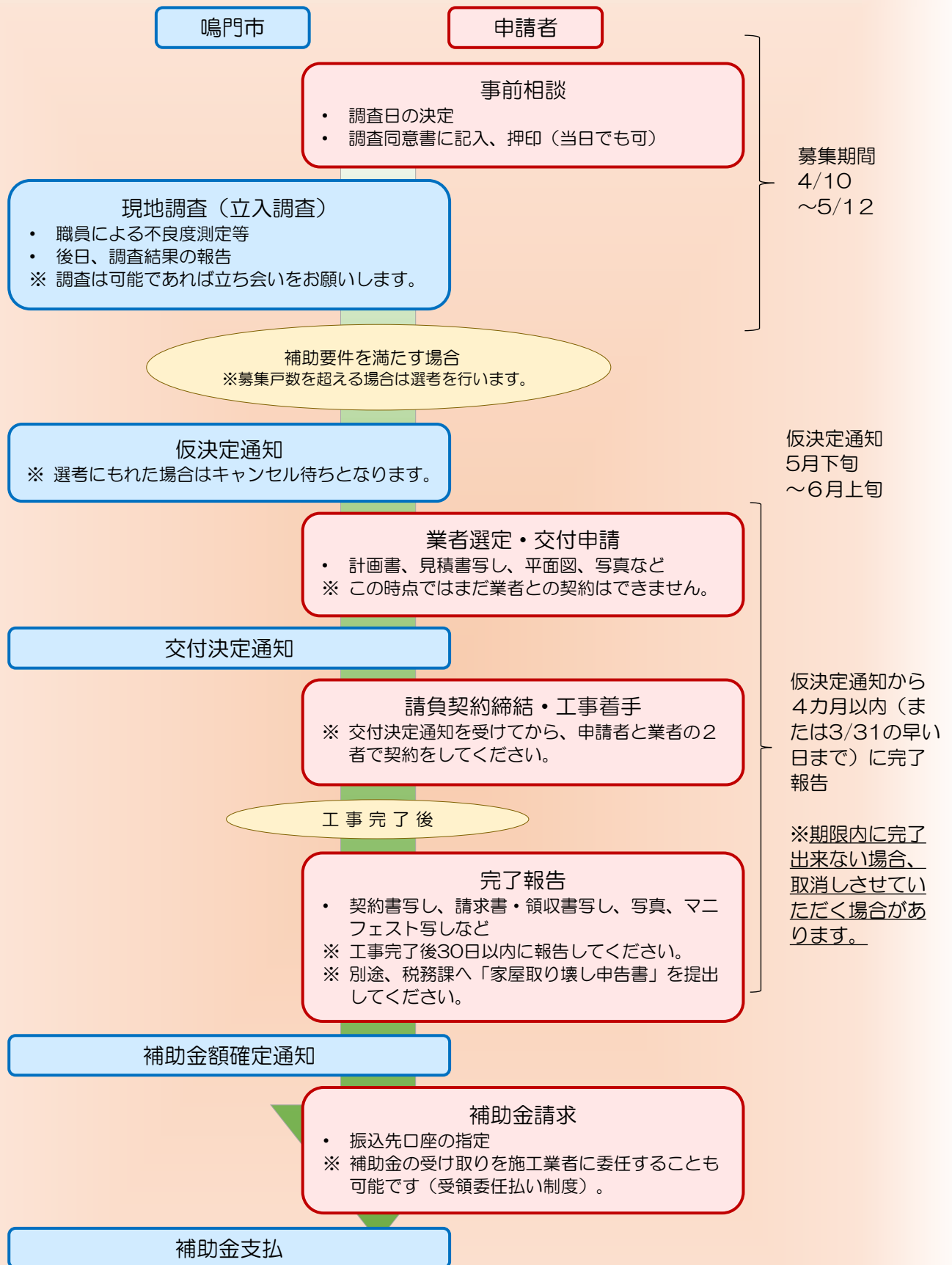
受付期間：**令和5年4月10日（月）～5月12日（金）**

募集戸数：**10戸程度** ※応募多数の場合は交付事務取扱要領に基づく選考によるものとします。

その他

- ・ 建物を除却することにより、土地にかかる**固定資産税が高くなる**場合がありますが、一定期間、**除却前の税額の水準まで減額する制度**があります。
- ・ 申請のおおまかな流れについては裏面をご覧ください。
- ・ その他詳細については窓口（裏面）までお問い合わせください。

申請の流れ



【問い合わせ先】

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市都市建設部まちづくり課 都市計画担当

TEL：（088）684-1171

FAX：（088）684-1343

E-mail：machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp

詳しくはウェブサイトもご覧ください

鳴門市 空き家

検索



うずみちゃん うずしおくん

鳴門市